

平成26年2月定例会 総務委員会（事前）

平成26年2月12日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時19分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成26年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第18号 平成26年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成26年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成26年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第29号 徳島県付属機関の委員の定数を定める条例の制定について
- 議案第30号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第32号 災害による県税の減免に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 包括外部監査契約について
- 議案第75号 平成25年度徳島県一般会計補正予算

【報告事項】（資料⑥⑦）

- 財政構造改革基本方針について

八幡経営戦略部長

2月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成26年2月徳島県議会定例会提出予定議案により、御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案79件及び報告3件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第25号まで、及び第75号から第77号までの28件、条例案が第26号から第64号まで、及び第78号の40件、負担金議案が第65号から第67号までの3件、その他の議案が第68号から第74号まで、及び第79号の8件、報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、平成25年度2月補正予算案を2月21日予定の代表質問の日に提案させていただきたいと考えております。

それでは、予算案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております平成26年度当初予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、今回は、平成26年度当初予算と平成25年度11月補正予算及び2月補正予算を合わせた15か月プラス・アルファ予算として編成しておりますが、まず、平成26年度当初予算の一般会計予算の総額は、A欄のとおり、4,777億300万円としております。

その下のB欄には、平成25年度2月補正予算がありまして、28億196万円、C欄の平成25年度11月補正予算は134億2,679万9,000円、3つを合わせた15か月プラス・アルファ予算はD欄の4,939億3,175万9,000円となっており、この予算規模は、前年度14か月予算Gに比べ、0.5%、約26億5,000万円の伸びとなっております。

また、平成26年度当初予算単体では、平成25年度当初予算Eに比べ3.4%、約156億3,000万円の大幅な伸びとなっております。

2 ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

「01 県税」につきましては、企業業績の伸びなどによる法人二税の増のほか、税率引上げに伴う地方消費税の増などにより、前年度比6.0%増の705億円を計上しております。

「03 地方譲与税」につきましては、地方法人特別税の増収による地方法人特別譲与税の増などにより、前年度比29.8%増の120億円を計上しております。

「05 地方交付税」につきましては、臨時財政対策債の総額縮減に伴う地方交付税から臨時財政対策債への振替額が減となることなどにより、3.6%増の1,450億円を計上しております。

「09 国庫支出金」につきましては、補助公共事業の増などにより、前年度比5.8%増の563億8,500万円を計上しております。

「15 県債」につきましては、臨時財政対策債の発行が50億円の減となることなどにより、前年度比8.5%減の597億6,700万円を計上しております。

次に、3 ページを御覧ください。

目的別歳出であります。

その主なものを御説明申し上げます。

「02 総務費」につきましては、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業の増などにより、前年度比26.3%増の277億8,200万円を計上しております。

「04 衛生費」につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の増などにより、前年度比5.3%増の251億1,300万円を計上しております。

「07 商工費」につきましては、中小企業振興資金貸付金の増などにより、前年度比8.2%増の638億9,000万円を計上しております。

「08 土木費」につきましては、公共事業の増などにより、前年度比9.3%増の443億7,200万円を計上しております。

続きまして、4ページをお開きください。

性質別歳出であります。

人件費につきましては、職員給与の臨時的削減措置の終了に伴う増がある一方、退職手当の支給対象人員の減などにより、前年度比1.5%の減となっております。

扶助費につきましては、後期高齢者医療費支給事業、介護給付費負担金の増などにより、前年度比2.2%の増となっております。

公債費につきましては、財政構造改革を推進し、県債発行の抑制に努めてきた結果、前年度比2.6%の減となっております。

また、投資的経費につきましては、南海トラフ巨大地震に備えた事前防災・減災対策の増などにより、前年度比3.8%の増となっております。

資料5ページには、特別会計の状況につきまして記載しております。

次に、お手元にお配りいたしております

平成25年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

冒頭に15か月プラス・アルファ予算の説明でも申しましたが、1ページに記載のとおり、今回の補正予算は、国の経済対策に呼応するとともに、本県独自の施策を盛り込み、喫緊の課題に迅速かつ切れ目なく対応するため編成したものです。

補正予算の規模といたしましては、流域下水道事業特別会計及び企業会計を合わせて、34億2,796万円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。が、（1）に記載のとおり、「09 国庫支出金」、
「13 繰越金」、
「15 県債」におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、「02 総務費」、
「04 衛生費」、
「05 労働費」、
「06 農林水産業費」、
「07 商工費」、
「08 土木費」におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算（案）につきましては、迅速かつ円滑な事業実施を図る観点から、開会日における先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第26号の条例改正につきましては、危険物の製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めるものであります。

第27号の条例改正につきましては、飲食店のメニュー等における食品の適正表示に関し、飲食店営業者の遵守すべき事項を明確にするとともに、立入検査等の規定を設けるものであります。

第28号の条例改正につきましては、基金の設置の期間を延長するものであります。

第29号の条例制定につきましては、徳島県建設工事紛争審査会等の委員の定数を定める

ものであります。

第30号の条例改正につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするものであります。

第31号の条例改正につきましては、使用料の額の適正化を図るものであります。

第32号の条例改正につきましては、個人の事業税の減免を受けることができる災害被害者の合計所得金額の算定方法を改めるものであります。

第33号の条例改正につきましては、使用料及び手数料の額等の適正化を図るものであります。

第34号の条例改正につきましては、狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改めるものであります。

第35号の条例改正につきましては、手数料の額の適正化を図るとともに、保健所における結核健康診断の実施による使用料及び手数料の廃止等を行うものであります。

第36号の条例改正につきましては、薬事法の一部改正に伴い、所要の整理を行うとともに、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料等を定めるものであります。

第37号の条例改正につきましては、基金の設置期間を延長するとともに、使途の厳格化に基づく国からの返還要請にかんがみ、基金を国に返還する場合に処分できることとするものであります。

第38号の条例改正につきましては、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図るものであります。

第39号の条例改正につきましては、手数料の額の適正化等を図るものであります。

第40号の条例改正につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、保護者に係る変更の届出を廃止するものであります。

第41号の条例改正につきましては、厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことにかんがみ、これを標準として条例で定める割合を改めるものであります。

第42号の条例改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等について条例で定めるものであります。

第43号の条例改正につきましては、薬事法の一部が改正され、大臣指定薬物に係る規制が強化されたことにかんがみ、知事指定薬物をみだりに使用した者等に対する罰則規定の追加等を行うものであります。

第44号の条例制定につきましては、市町村の区域ごとの民生委員の定数を条例で定めるものであります。

第45号の条例改正につきましては、技能検定の実技試験の実施に係る手数料の額を改めるものであります。

第46号の条例改正につきましては、使用料及び手数料の額等の適正化を図るものであります。

第47号の条例改正につきましては、基金について、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業等を実施するための所要の措置を講ずるとともに、基金の設置期間の延長等を行

うものであります。

第48号の条例改正につきましては、薬事法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第49号の条例改正につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第50号の条例改正につきましては、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、最近における動物用医薬品の開発状況にかんがみ、診療手数料について所要の改正を行うものであります。

第51号の条例改正につきましては、使用料及び手数料の額等の適正化を図るものであります。

第52号の条例制定につきましては、本県の豊かな森林を守り育てるために実施する森林の県有林化等の推進に関する事業に要する経費に充てるため、基金を設置するものであります。

第53号の条例改正につきましては、使途の厳格化に基づく国からの返還の要請にかんがみ、基金について国に返還する場合に処分できることとするものであります。

第54号の条例改正につきましては、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査等に係る手数料の額の適正化等を図るものであります。

第55号の条例改正につきましては、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図るものであります。

第56号の条例改正につきましては、使用料の額等の適正化を図るとともに、鳴門総合運動公園に詰所を新設することに伴い、関係規定について所要の改正等を行うものであります。

第57号の条例改正につきましては、防災・減災対策の促進及び地域経済の活性化等を図るため、条例で定める開発許可等の立地基準を緩和するものであります。

第58号の条例制定につきましては、いじめ防止対策推進法の制定にかんがみ、同法に基づくいじめ問題対策連絡協議会及び附属機関等に関し必要な事項を定めるものであります。

第59号の条例改正につきましては、高等学校の授業料の不徴収制度が廃止されたこと及び保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給することとされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第60号の条例改正につきましては、対象事業の一部が平成25年度で終了することに伴い、及び使途の厳格化に基づく国からの返還要請にかんがみ、基金について国に返還する場合に処分できることとするものであります。

第61号の条例改正につきましては、使用料の額等の適正化を図るものであります。

第62号の条例改正につきましては、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改めるとともに、他の都道府県との均衡等を勘案し、道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額等を改めるものであります。

第63号の条例改正につきましては、使用料の額等の適正化を図るものであります。

第64号の条例改正につきましては、使用料及び手数料の額の適正化を図るとともに、徳島県立三好病院の改築に伴い、当該病院の診療科目及び病床数について所要の改正等を行うものであります。

第65号から第67号までの受益市町村負担金の追加につきましては、11月補正に伴い、地方財政法第27条第2項等の規定に基づき、議決をお願いするものであります。第68号の変更特定事業契約につきましては、消費税及び地方消費税の税率引上げ等にかんがみ、契約金額について変更を行うものであります。

第69号の不動産の処分につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

第70号及び第71号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第72号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成26年度の包括外部監査を弁護士山本啓司氏に委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第73号の関西広域連合規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決をお願いするものであります。

第74号の訴えの提起につきましては、損害賠償請求に関する訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決をお願いするものであります。

第75号から第77号につきましては、先ほど御説明いたしました平成25年度2月補正予算（案）でございます。

第78号の条例改正につきましては、農業の生産性の向上を図るために実施される農業の構造改革を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置するものであります。なお、この基金については、第75号において積立予算を計上いたしますことから、本第78号は、第75号と同様に、開会日における先議をお願いしたいと考えております。

第79号県営電気事業の売電料金等につきましては、県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものであります。

なお、本第79号は、電気事業法第22条の規定により、3月11日までに経済産業大臣への届出が必要であるため、第75号から第78号までと同様に、開会日における先議をお願いしたいと考えております。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号の訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、徳島県営住宅の明渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は4万4,100円となっております。

報告第3号の損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告につきましては12件で、合計金額は144万8,000円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元に総務委員会説明資料と説明資料（その2）をお配りさせていただいておりますが、説明資料（その2）につきましては、先ほど御説明いたしました開会日における先議をお願いするものでございます。

まず、総務委員会説明資料を御覧ください。

説明資料1ページをお開きください。

平成26年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明いたします。

第1点目は、県民との対話型広報広聴の推進についてであります。

県民と県政を結ぶパイプ役として、報道機関への情報提供をはじめ、新聞やテレビ等各種媒体を活用し、県民が求める情報を提供するとともに、知事と県民との意見交換を行うなどにより、県民とともに県政を進めるための広報広聴事業の充実に努めてまいります。

第2点目は、私立学校の振興及び情報公開制度・個人情報保護制度の推進についてであります。

私立学校の教育条件の維持・向上、特色ある学校づくりの推進、また、経済的負担の軽減等に資するため、経常的経費に対する補助のほか、就学支援金の支給等、私立学校の振興に努めてまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深めるため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保する個人情報保護制度の適正な運営に努めてまいります。

第3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてであります。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、「とくしま未来創造プラン」の着実な推進を図り、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、新規採用職員研修をはじめとする職員研修の充実に努め、戦略的「人財」の育成に努めてまいります。

第4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてであります。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適合状態を生じさせないため、また、病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、メンタルヘルス・セルフチェック事業など、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

第5点目は、財政の健全性の確保についてであります。

平成26年度の財政運営は、消費税率引上げによる影響等が懸念される経済情勢を踏まえ、より一層の「経済・雇用対策」を講じるとともに、「安全・安心対策」や「宝の島・とくしまの実現」等、喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。また、財政構造改革基

本方針に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革の取組みを実施してまいります。

2ページをお開きください。

第6点目は、県有財産の活用及び庁舎の防災機能強化・長寿命の推進についてであります。

県民の貴重な資産である県有財産を適切に管理するとともに、遊休未利用財産の売却や貸付けを促進し、有効活用を図ってまいります。

また、本庁舎においては、防災機能の強化を図るため、重要機器室の空調機能の確保等を実施するとともに、合同庁舎においては、既存ストックの有効活用を図るため、経過年数に応じた適切な維持修繕等により、長寿命化を推進してまいります。

第7点目は、県税収入の確保についてであります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また、厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県の税務職員の市町村派遣等、市町村への各種支援策等を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

第8点目は、行政情報化・情報ネットワークの災害対策の推進についてであります。

I C Tを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報ネットワークの安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組を推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。

また、南海トラフの巨大地震に備えた情報ネットワークの災害対策を実施してまいります。

第9点目は、効率的総務事務処理の推進についてであります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

第10点目は、職員の職務執行の適正確保、本県ならではの事業評価及び農林水産関係団体等に対する検査の実施についてであります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体等の健全な運営を確保するため、精度の高い検査を実施してまいります。

第11点目は、適切な公金管理及び公共工事の品質確保についてであります。

歳計現金の効率的な運用や未収金対策の強化など、全庁的な公金の適切な管理に努めるとともに、南海トラフの巨大地震に備えた公金供給機能の強化を図ってまいります。

また、工事検査にI C Tを導入することにより、検査業務の機動力向上と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、3ページを御覧ください。

平成26年度一般会計当初予算案につきましては、総額が1,216億6,316万9,000円となっております。

4ページを御覧ください。

平成26年度特別会計当初予算案につきましては、総額が1,429億3,908万4,000円となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上しております。

6ページをお開きください。

総務課につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費、本県私立学校の振興に資するための経費、また、文書管理事務経費や法令審査に要する経費等を計上しております。

7ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また、研修に要する経費等を計上しております。

8ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上しております。

9ページを御覧ください。

財政課につきましては、9ページから10ページにかけて記載しておりますが、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上しております。

11ページを御覧ください。

管財課につきましては、11ページから12ページに記載しておりますが、一般会計において県有財産管理費、本庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を特別会計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上しております。

13ページを御覧ください。

税務課につきましては、13ページから16ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計について、記載のとおり計上しております。

県税等の収入見込額につきましては、15ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の16ページのとおりでございます。

17ページを御覧ください。

情報システム課につきましては、「e-県庁」推進に要する行政情報化推進費等を計上しております。

18ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上しております。

19ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費等を計上しております。

20ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等を計上しております。

21ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また、特別会計で証紙収入特別会計を、記載のとおり計上しております。

22ページをお開きください。

出納局工事検査課では、工事検査に要する経費等を計上しております。

23ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上しております。

24ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め、36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき、相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、県債管理システム保守業務委託契約等について、限度額の設定をお願いするものでございます。

25ページから26ページを御覧ください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、27ページから29ページに条例案4件、その他議案1件を記載しておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

平成25年度2月補正予算（案）でございます。

1ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が721億9,100万円、補正後の限度額が731億6,500万円であり、9億7,400万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告いたします。

新たな財政構造改革基本方針（案）についてでございます。

お手元に資料1-1として、財政構造改革・基本方針（案）の概要を、資料1-2として、基本方針（案）全体版の2種類をお配りしてございますが、資料1-1の概要のほうで御説明させていただきます。

県では、平成23年7月に財政構造改革基本方針を策定し、平成23年度から平成25年度までの3年間、財政の健全化に向け、全庁を挙げて取り組んできたところであります。

この結果、「1 財政構造改革の成果と新しい基本方針の必要性」の財政構造改革による着実な成果にございますように、3つの改革目標についての成果といたしまして、130億円の収支不足の解消の目標に対し、これまでに124億円の収支不足額を解消しております。

臨時財政対策債を除く公債費につきましては、平成26年度までに600億円台とする目標に対して、696億円としております。

平成25年度末の財政調整的基金残高は256億円以上となる見込みであり、着実に成果が現れてきております。

次に、新たな財政構造改革の必要性でございますが、地方交付税の別枠加算の見直しの影響により、地方交付税総額の確保に向けた厳しい見通しの中、本県が「徳島・新時代の幕開け」への対応に向けた施策を積極的に展開するためには、中長期的な視野に立って目標を定め、財政構造改革に取り組む必要がございます。このため、新たな財政構造改革基本方針を策定し、「2 『徳島・新時代』に対応する財政運営」にございますような取組により、着実に財政構造改革を進めてまいりたいと考えております。新たな基本方針の改革期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とし、「3 新しい改革目標」にございますように、今回、新たに3つの目標を掲げまして、積極的に改革に取り組むこととしております。

まず、1点目は、実質公債費比率を平成28年度までに18%未満とし、起債許可団体から脱却すること、2点目は、公債費や県債残高の縮減を更に進め、平成28年度までに公債費を500億円台に、県債残高については5,500億円台に減らすこと、3点目は、財政調整的基金の残高を平成28年度末までに平成24年度末250億円の2倍以上となる600億円を確保することを新たな改革目標に掲げております。

目標達成に向けて、歳入確保対策や歳出改革など、さらに踏み込んだ対策を実施し、今後3年間で安定的な財政基盤の確立に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この基本方針（案）につきましては、今後、県議会での御論議、御意見を頂きまして、その上で成案としてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

提出予定案件の御説明及び報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

森本委員

今、最後に御説明頂いた財政構造改革基本について、今までの分でわからないことがあるため、教えていただきたいと思えます。平成28年には起債許可団体を脱却したいという目標になっていますが、あと3年で間違いなく脱却できるのでしょうかというのが1点で、あと、これまで職員給与のカットなど、いろいろ切り詰めて、平成9年以来、圓藤県政時代ですが、県債残高はついに6,000億円を切った。非常に懐かしい数字です。非常にうれしく、財政当局には大変御努力頂いたと十二分に認めたいと思っております。

そういう中で、私などもそうですけれども、県民の方に県の借金を聞かれたら、1兆円使っているとは答えにくい。もちろん、臨財債を含めた分ですけれども、今現在、今日お示しいただいている県債残高と臨財債の分を足したら幾らになるのでしょうか。

坂本財政課長

2点、御質問を頂いておりますが、まず、実質公債費比率につきまして、昨年度の数字が21.4%でピークとなっております、今年度が20.8%ということで、既に改善の方向に向かっております。平成28年度には、今の公債費の縮減、県債の新規発行をはじめ、公債費の縮減に向けた取組を引き続きしていけば、平成28年度には18%を切る見込みとなっております。

それから、県債残高につきまして、臨財債を除いたものについては、来年度末で5,900億円程度を見込んでおりますが、臨財債を含めてのものにつきましては、来年度末の見込みで9,100億円程度ということですので、臨財債だけで言えば3,200億円程度となっております。

森本委員

数年前の認識よりもいつの間にか大分減っているような気がして、大変な御努力が伺えます。しかしながら、この臨財債の分ですけれども、国のほうからこれからも順調に交付金として戻ってくるのでしょうか。

八幡経営戦略部長

ただいまの臨財債ですけれども、当然戻ってくるという前提で考えておりますし、国のほうもそう考えていると承知しております。

森本委員

昔、地方の都道府県はよくだまされましたし、我々もそのことは頭にあるし、多分、職

員の皆さんも頭の中ではそう思われているのではないかと思います。やっぱり、国のほうにもきちっと申し入れて、交付金としてきちり戻していただくような努力も重ねていかないと、せっかく皆さんが努力されているのが水の泡になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今の状況では、平成28年に18%を切るのはかなり難しいのではないかと思います。

そして、財政調整的基金が倍の600億円になるといった懐かしい数字の話が出ていますが、厳しい財政状況の中で、財政調整的基金を向こう3年間で更に倍以上の300億円を上積みするというところで、県民に対する予算付けの中で、やっぱり県民が辛抱しなければならぬ部分もあるのではないかと思います。その中で、財政調整的基金を倍にするという根拠といいますか、どんなところを削り、積み立てていくのかということを示していただきたいと思います。

坂本財政課長

財政調整的基金を平成28年度までに600億円とするという目標ですけれども、財政調整的と言っておりますのが二つの基金ございまして、一つが財政調整基金、もう一つが減債基金になります。

まず、減債基金につきましては、今、本県は市場公募債を発行しておりますけれども、それが満期一括償還ということもありまして、引き当てという考え方で減債基金、発行額の約30分の1をルールとして積み立てておりますので、そこは自然と積み上がる額がございまして、それが平成28年度で約450億円を見込んでおります。

それから、もう一つの財政調整基金につきましては、残りの600億円から450億円を引いた150億円を見込んでます。こちらは、毎年度の予算編成などに当たって財源不足が生じた時に取り崩すものですが、これは貯めていけばいいというものではございませんので、一定程度確保する必要があるものでございまして、一つの基準となりますのが本県の財政規模で、標準財政規模が約2,600億円ほどですが、その5%以上となる130億円から150億円というのを目安にしていきたいという考えで、合わせて600億円の目標設定をさせていただいております。

森本委員

今の課長のお話を聞いて、本当に3年で600億円が達成する気はいたしました。しかしながら、昔、財源不足で500億円、600億円を切り崩したわけで、今のほうが当時よりも財政状況が厳しいと思うし、そんな誘惑にかられることもあるのではないかと思います。

これから予算編成をしていく上で、また職員給与カットなんていうことになっても大変なので、来年、再来年と、県行政にひずみが出ないような形で財政調整基金の確保を進めていただきたいと要望いたします。

大西委員

新聞読んでいますと、平成26年度、平成27年度の県職員の退職共済年金受給権発生者については、支給が61歳からになるようでございます。昭和28年4月2日生まれから昭和30年4月1日生まれの方がこれに該当するというので、その受給権の発生というのは順次伸びていきまして、平成38年度には65歳の支給と、完全65歳支給になると思います。

今年4月1日から平成26年度になるわけですけれども、私の認識では、前に再任用制度というものがあつたと思います。今年退職される方は、61歳からの年金支給で、多分、この1年間は年金が一切出ない、出てもかなり少額だと思います。61歳からの支給ということで、今までちゃんと給料をもらっていた皆さん方が、1年間ほとんど収入がないという状況になります。対象になっている人だったら、大変なことになるのではないかと思います。幹部の方々にとっては余り関係ない話なのかもしれませんが、今、現時点で再就職のあっせんがないような方々というのは、4月1日以降の1年間は大変な状況になり、何か早急に対策をしなければいけないのではないかと思います。

途中になりましたが、前に再任用制度というものがあつて、今はしていないということで、現状はどうなっているのか、それから、61歳から退職年金が支給されるということについてはどのような状況になっているか、まず概略を御説明頂きたいと思います。

小笠人事課長

再任用制度について、御質問を頂いております。

委員のほうから御説明頂きましたが、現在、年金制度については、国民年金と共済年金がございます。国民年金の老齢基礎年金につきましては、既に65歳から支給ということになっているわけですが、共済年金につきましては、今年から60歳の方が徐々に段階的に支給年齢を引き上げて61歳になり、委員からお話があつたとおり、最終的には65歳になっていくことになってございます。本県におきましても再任用制度はございますけれども、平成22年で一旦運用を停止しております。今回、無収入期間が生じるということで、この再任用制度を再開したいと思っております。今年60歳で退職される方を対象に制度を再開していきたいと思っております。

大西委員

再任用制度が徳島県にもあるのですが、平成22年から停止されていると。別に問題はなかったのでしょうか。

小笠人事課長

停止した理由でございます。

理由はいろいろあるわけですけれども、一つは年金の一部支給があるということも理由でございます。それ以外の理由といたしましても、一つは若者の雇用の場を確保することがございます。特に、本県においては、職員の年齢構成がいびつになっているということもありまして、意欲のある若者をできるだけ雇用したいということで、再任用制度

を一旦止めているということもございます。また、運用に当たりまして、後輩の下に配属することもありまして、運用上、課題も出てきた例もあるということで、一旦止めているところでございます。

大西委員

今、平成22年から停止している理由を何点かおっしゃいました。今年退職される方が再任用制度の対象者になるのですけれども、全員がその対象になるのでしょうか。

小笠人事課長

全員採用かどうかという御質問でございますけれども、再任用制度そのものにつきましては、現在の地方公務員法に基づきまして、再任用することができるという規定になってございます。民間につきましては、義務化ということで、いろいろ法律の整備がなされているところでございますけれども、地方公務員法の中におきましては、することができるという規定になってございます。とは言いながら、無収入期間が生ずるということもございまして、一定の裁量が認められるという前提の中で採用していきたいと思っております。そして、再任用をするに当たっては、地方公務員法で定めるところの能力の実証に基づきまして、希望する職員のこれまでの勤務実績、あるいは勤労意欲、能力、適正などを十分見極めながら、その方向を決めていきたいと考えてございます。

大西委員

余りはっきりおっしゃいませんでしたが、することができるということは、全員は再任用されないということですね。先ほどの停止した理由で、再任用を希望していない人が居るといった話がありました。希望している人は全員なのかと思ったら、そうでもなく、することができるという話で、来年度からすることになっている。どういう形ですのか、対象者は何人で、何人が再任用されるのか、その辺の概略をちょっと教えていただけますか。

小笠人事課長

採用の見通しということで、御質問を頂いております。

まず、再任用の対象となる方ということで、今年60歳を迎えられ、退職する方が58名いらっしゃいます。その中で、希望調査を取りました。再任用を希望された方が29名ということでございます。先ほど申しましたとおり、これまでの実績であるとか、勤労意欲、能力、あるいは適正を見極めるということ、また、それぞれ再任用するに当たって、どういった仕事をやりたいかということも含めまして、それぞれ希望する職員のほうに面接をさせていただいたところでございます。その結果についても、ちょっと個人の話になりますが、不採用者も出たとの報告でございます。

大西委員

個人情報で言えないところもあると思うのですが、今年58名の退職者が居るのですが、最終的には何名の方を再任用されるのですか、希望者はいるのですか。

小笠人事課長

希望者はいます。

大西委員

再任用を希望している人が29名、それ以外は通常退職される、再就職される方もいらっしゃると思います。

事前委員会ですから、あと一つだけ確認しますが、再任用制度を希望されたら61歳までは収入も確保できることになるわけですが、若者の雇用の場を確保することを考えると、再任用は少し控えなければといった、前回停止の時の理由もあります。希望されている29名の退職者を再任用されることによって、新規採用の職員に与える影響といったものはあるのでしょうか。全体の職員の構成といったものも含め、何か影響があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

小笠人事課長

来年度の総人件費ということで、再任用がどう影響を与えるかという御質問であったかと思えます。

最終的に再任用を希望する方について、どの程度の職員を採用するかということによって、当然、人件費というのは増減があらうかと思っております。採用計画を毎年立てまして、来年度の採用はどうするか、新規採用枠をどうするかということでございますけれども、一般的に3,000人体制を目指すという中で、退職予定者、あるいは退職見込者の数としてカウントさせていただきます。それに対応する形で新規採用枠の人数を決定するわけですが、毎年、退職者を上回るような採用はしないということですので、原則として、職員数が減ることに伴って、人件費も減ってくると考えております。

再任用職員の給与水準のお話をさせていただきたいと思うのですが、再任用職員の給与水準につきましては主任クラス、係長の下のクラスということで、年収ベースで見ますとかなり低い、安い額で設定させていただいております。また、勤務時間につきましてもフルタイムじゃなく、短時間勤務ということで予定してございますので、年収ベースで見ると更に減ってくる、安くなってくるということでございます。こういった形で工夫を凝らしながら、総人件費の抑制に努めたいと考えております。

大西委員

わかりました。収入がない状況だと不安になって、なかなか仕事はかどらないかもしれませんので、退職後の生活がしっかり安定するように確保することも大事だと思います。

先ほども申しあげましたように、平成38年まで段階的にいきますので、無収入のないような状況で年数を広げていくと思うのですけれども、何か工夫をして、県職員の方が退職した時に無収入にならないように考えていただきたいと思います。

元木委員

先ほどの話の関連です。アベノミクスということで、経済効果が出ているような報道がなされております。大会社で仕事を持つ方ですとか、特定分野で伸びている成長産業に乗ったような企業に勤めていらっしゃる方は賃金も上がったということでございますけれども、そうではない方は現状のままか、無職の方等もおいでまして、そういった格差是正という意味でも、是非、若い方に対する臨時職員の採用等も御検討頂いて、たくさんの方が仕事に就けるように、また、就職の準備等ができるような体制を整えていただきたいということをお願いさせていただきます。

それに加えて、ちょっと余談ですけれども、先般も台湾の慈生会という、かなりスケールの大きい病院を視察させていただきました。高齢の方もかなり含まれていたようでございますけれども、女性を中心に毎日200人程度の方がボランティア活動で病院を支えているということも実際に見てまいりました。もちろん、収入のための方もいらっしゃると思いますが、特に高齢の方につきましては、純粋に公益のため、地域のために頑張りたいということで、シルバー人材センター等で頑張っている方もおいでしますので、そういった方の力を積極的に活用する方向で、再任用等についても考えていただきたいと思います。

そして、質問でございますけれども、財政構造改革基本方針ということで、今回もお示しいただきましたが、素晴らしい点と、まだまだ課題が残る点があると感じたところでございます。経済再生と財政再建という、二兎を追う現在の国政、そして、地方においても先ほど申しあげましたとおり、大都市圏で騒がれているような経済効果がまだまだ見えてこないという現状の中で、これから本県はどのように財政を運営していくのかということについて、県民の中には関心を持っていらっしゃる方も多いかと思います。

先ほどもお話がございましたとおり、実質公債費比率という視点で見れば、まだまだ全国ワースト2位という水準で、これから課題も多いようでございますけれども、一方におきまして、評価する点もたくさんあると思っております。歳入改革で、平成23年から平成25年で18億円を確保したことで、格付が6年連続でAAを取得、あるいは県税徴収率が平成24年度全国第8位、そして、これまでの成果として、収支不足額が平成23年度から現時点までで124億円解消されたこと、さらに、公債費につきましても、平成21年度が806億円であったものが平成25年度が696億円、財政調整的基金の残高につきましても、平成21年度末に80億円であったものが平成26年度には256億円まで増えているということに記載してございまして、これからの展望については、大変明るい見通しもあるのかなといった気もいたしているところでございます。

そして、いろんな角度で分析できると思うのですけれども、例えば、本県と財政規模が

類似した自治体との比較において、本県の財政がどのような特徴を持っているのか。あるいは、どのようなところに強みがあって、どういうところに弱みがあるのか、例えば、どういった分野での歳出が多くて、実際、どういうところで県財政を圧迫しているのかといった点について、もし分析がなされておるのであれば、お伺いをさせていただきたいと思います。

坂本財政課長

本県財政の特徴についての御質問でございますけれども、現状を申し上げますと、やはり本県の歳入の3割を交付税に依存しているということが弱点であり、特徴であろうかと思っておりますので、これまで国に対し、積極的に地方交付税総額の確保をずっと提言してきたところでございます。それから、改善はしてきているのですけれども、やはり実質公債費比率が全国ワースト2位という、数字としては非常に悪いというところがございます。

これについては、過去において、平成4年から始まる国の経済対策に積極的に呼応してきたところの借金の返済、ストックが、今溜まっているところですが、一方で、それまで遅れてきた社会資本整備をその間に積極的に実施してきた現れでもございますので、今後、県債の新規発行を抑制しながらも、これまで以上にやるべきことはありますので、財政健全化を図りつつも施策の積極展開を図っていく、正に二兎を追っていかねばいけない状況がございますので、そこは知恵を絞りながら、引き続き、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（16時17分）